3　法第三十九条第二十二項第二号に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　第一項第一号に掲げる事由に該当する場合　次のイ又はロに掲げる期間のうちいずれか長い期間

イ　第一項第一号の者が死亡した日の翌日から同日以後十月を経過する日までの期間

ロ　イの者が死亡した日の翌日から当該者の相続財産について民法第九百五十二条第二項（相続財産の管理人の選任）の規定による公告があつた日までの期間

二　第一項第二号に掲げる事由に該当する場合　同号の処分があつた日の翌日から同号の不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決が確定する日までの期間

第十九条の二第四項中「第四十二条第二十二項」を「第四十二条第二十三項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改める。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

（物納の許可の申請に係る手続に関する期限が延長される事由等）

第十九条の四　法第四十二条第二十八項第二号に規定する政令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。

一　物納の許可の申請に係る手続を行う者が死亡したこと。

二　物納の許可の申請に対する処分に係る不服申立て又は訴えの提起があつたこと。

2　法第四十二条第二十八項第二号に規定する政令で定める手続に関する期限は、次に掲げる期限とする。

一　法第四十二条第四項に定める物納手続関係書類（同項に規定する物納手続関係書類提出期限延長届出書（同条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項の規定により提出されたものを含む。）に係るものに限る。）の提出期限

二　法第四十二条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項に定める物納手続関係書類提出期限延長届出書の提出期限

三　法第四十二条第十項に定める申請書の訂正又は物納手続関係書類の訂正若しくは提出の期限

四　法第四十二条第十一項に定める物納手続関係書類補完期限延長届出書の提出の期限

五　法第四十二条第十二項に定める物納手続関係書類（同条第十一項に規定する物納手続関係書類補完期限延長届出書（同条第十三項の規定により読み替えて適用する同条第十一項の規定により提出されたものを含む。）に係るものに限る。）の訂正又は提出の期限

六　法第四十二条第十三項の規定により読み替えて適用する同条第十一項に定める物納手続関係書類補完期限延長届出書の提出の期限

七　法第四十二条第二十項に定める物納財産を収納するために必要な措置に係る期限

八　法第四十二条第二十三項に定める収納関係措置期限延長届出書の提出の期限

九　法第四十二条第二十四項に定める措置（同条第二十三項に規定する収納関係措置期限延長届出書（同条第二十五項の規定により読み替えて適用する同条第二十三項の規定により提出されたものを含む。）に係るものに限る。）に係る期限

十　法第四十二条第二十五項の規定により読み替えて適用する同条第二十三項に定める収納関係措置期限延長届出書の提出の期限

3　法第四十二条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　第一項第一号に掲げる事由に該当する場合　次のイ又はロに掲げる期間のうちいずれか長い期間

イ　第一項第一号の者が死亡した日の翌日から同日以後十月を経過する日までの期間

ロ　イの者が死亡した日の翌日から当該者の相続財産について民法第九百五十二条第二項（相続財産の管理人の選任）の規定による公告があつた日までの期間

二　第一項第二号に掲げる事由に該当する場合　同号の処分があつた日の翌日から同号の不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決が確定する日までの期間

第十九条の二第四項中「第四十二条第二十二項」を「第四十二条第二十三項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改める。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

（物納の許可の申請に係る手続に関する期限が延長される事由等）

第十九条の四　法第四十二条第二十八項第二号に規定する政令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。

一　物納の許可の申請に係る手続を行う者が死亡したこと。

二　物納の許可の申請に対する処分に係る不服申立て又は訴えの提起があつたこと。

2　法第四十二条第二十八項第二号に規定する政令で定める手続に関する期限は、次に掲げる期限とする。

一　法第四十二条第四項に定める物納手続関係書類（同項に規定する物納手続関係書類提出期限延長届出書（同条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項の規定により提出されたものを含む。）に係るものに限る。）の提出期限

二　法第四十二条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項に定める物納手続関係書類提出期限延長届出書の提出期限

三　法第四十二条第十項に定める申請書の訂正又は物納手続関係書類の訂正若しくは提出の期限

四　法第四十二条第十一項に定める物納手続関係書類補完期限延長届出書の提出の期限

五　法第四十二条第十二項に定める物納手続関係書類（同条第十一項に規定する物納手続関係書類補完期限延長届出書（同条第十三項の規定により読み替えて適用する同条第十一項の規定により提出されたものを含む。）に係るものに限る。）の訂正又は提出の期限

六　法第四十二条第十三項の規定により読み替えて適用する同条第十一項に定める物納手続関係書類補完期限延長届出書の提出の期限

七　法第四十二条第二十項に定める物納財産を収納するために必要な措置に係る期限

八　法第四十二条第二十三項に定める収納関係措置期限延長届出書の提出の期限

九　法第四十二条第二十四項に定める措置（同条第二十三項に規定する収納関係措置期限延長届出書（同条第二十五項の規定により読み替えて適用する同条第二十三項の規定により提出されたものを含む。）に係るものに限る。）に係る期限

十　法第四十二条第二十五項の規定により読み替えて適用する同条第二十三項に定める収納関係措置期限延長届出書の提出の期限

3　法第四十二条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　第一項第一号に掲げる事由に該当する場合　次のイ又はロに掲げる期間のうちいずれか長い期間

イ　第一項第一号の者が死亡した日の翌日から同日以後十月を経過する日までの期間

ロ　イの者が死亡した日の翌日から当該者の相続財産について民法第九百五十二条第二項（相続財産の管理人の選任）の規定による公告があつた日までの期間

二　第一項第二号に掲げる事由に該当する場合　同号の処分があつた日の翌日から同号の不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決が確定する日までの期間

第十九条の二第四項中「第四十二条第二十二項」を「第四十二条第二十三項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改める。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

（物納の許可の申請に係る手続に関する期限が延長される事由等）

第十九条の四　法第四十二条第二十八項第二号に規定する政令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。

一　物納の許可の申請に係る手続を行う者が死亡したこと。

二　物納の許可の申請に対する処分に係る不服申立て又は訴えの提起があつたこと。

2　法第四十二条第二十八項第二号に規定する政令で定める手続に関する期限は、次に掲げる期限とする。

一　法第四十二条第四項に定める物納手続関係書類（同項に規定する物納手続関係書類提出期限延長届出書（同条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項の規定により提出されたものを含む。）に係るものに限る。）の提出期限

二　法第四十二条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項に定める物納手続関係書類提出期限延長届出書の提出期限

三　法第四十二条第十項に定める申請書の訂正又は物納手続関係書類の訂正若しくは提出の期限

四　法第四十二条第十一項に定める物納手続関係書類補完期限延長届出書の提出の期限

五　法第四十二条第十二項に定める物納手続関係書類（同条第十一項に規定する物納手続関係書類補完期限延長届出書（同条第十三項の規定により読み替えて適用する同条第十一項の規定により提出されたものを含む。）に係るものに限る。）の訂正又は提出の期限

六　法第四十二条第十三項の規定により読み替えて適用する同条第十一項に定める物納手続関係書類補完期限延長届出書の提出の期限

七　法第四十二条第二十項に定める物納財産を収納するために必要な措置に係る期限

八　法第四十二条第二十三項に定める収納関係措置期限延長届出書の提出の期限

九　法第四十二条第二十四項に定める措置（同条第二十三項に規定する収納関係措置期限延長届出書（同条第二十五項の規定により読み替えて適用する同条第二十三項の規定により提出されたものを含む。）に係るものに限る。）に係る期限

十　法第四十二条第二十五項の規定により読み替えて適用する同条第二十三項に定める収納関係措置期限延長届出書の提出の期限

3　法第四十二条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　第一項第一号に掲げる事由に該当する場合　次のイ又はロに掲げる期間のうちいずれか長い期間

イ　第一項第一号の者が死亡した日の翌日から同日以後十月を経過する日までの期間

ロ　イの者が死亡した日の翌日から当該者の相続財産について民法第九百五十二条第二項（相続財産の管理人の選任）の規定による公告があつた日までの期間

二　第一項第二号に掲げる事由に該当する場合　同号の処分があつた日の翌日から同号の不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決が確定する日までの期間

第二十五条の二第三項中「第十六条」を「第十六条の二」に、「及び第十八項」を「、第十八項及び第二十二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　次の各号に掲げる事由が生じた場合における法第四十四条第一項の規定による延納の許可の申請をその期限までに行うことができない者に係る同項の規定の適用については、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　第十六条の二第一項第一号に掲げる事由　法第四十四条第一項中「二十日以内」とあるのは、「二十日に第三十九条第二十二項第二号に規定する政令で定める期間を加算した期間内」とする。

二　第十九条の四第一項第二号に掲げる事由　法第四十四条第一項中「二十日以内」とあるのは、「二十日に同条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間を加算した期間内」とする。

第二十五条の三第三項中「第十九条の三」を「第十九条の四」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第四十二条第二十八項第二号に規定する政令で定めるやむを得ない事由が生じた場合における法第四十五条第一項の規定による物納の許可の申請をその期限までに行うことができない者に係る同項の規定の適用については、同項中「二十日以内」とあるのは、「二十日に同条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間を加算した期間内」とする。

第二十五条の五第二項中「第二十二項、第二十五項若しくは第二十八項」を「第二十三項から第二十五項まで、第二十八項若しくは第三十一項」に、「第十項」を「（第十項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十項」を「同条第二十四項中「第二項」とあるのは「第四十七条第三項」と、「第二十二項第一号」とあるのは「第三十九条第二十三項第一号」と、「第二十二項第二号」とあるのは「同条第八項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十二項第二号」と、同条第二十八項中「第二項」とあるのは「第四十七条第三項」と、同条第二十五項の七第二項中「、第十七項、第十九項、第二十一項、第二十五項、第二十七項若しくは第二十八項」を「から第十八項まで、第二十項、第二十二項、第二十六項若しくは第二十九項から第三十一項まで」に、「、第十七項、第十九項及び第二十一項」を「及び第十七項」に、「同条第二十五項」を「同条第十八項中「第二項」とあるのは「第四十八条の二第三項」と、「第十六項」とあるのは「第四十二条第十六項」と、「第十七項」とあるのは「同条第十七項」と、「第二十八項第一号」とあるのは「第四十二条第二十八項第二号」と、「第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は第二十八項第二号」とあるのは「同条第六項ただし書に規定する災害等延長期間又は同条第二十八項第二号」と、同条第二十項及び第二十二項中「第二項」とあるのは「第四十八条の二第三項」と、同条第二十六項に、「第二十項」を「第二十一項」に、「法第四十二条第二十項」と、「第十九項」とあるのは「同条第十九項」と、「第二十二項」とあるのは「同条第二十二項」と、「第二十三項」とあるのは「同条第二十三項」と、同条第二十七項及び第二十八項」を「第四十二条第二十一項」と、「第二十項の」とあるのは「同条第二十項の」と、「第二十三項」とあるのは「同条第二十三項」と、「第二十四項」とあるのは「同条第二十四項」と、同条第二十九項から第三十一項までの規定」に改め、同条第三項中「第十九条の三」の下に「、第十九条の四」を加え、「及び第二十二項」を「、第二十三項及び第二十八項」に改める。

第二十九条第一項第二号中「第四十二条第二十項」を「第四十二条第二十一項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に、「第四十二条第十九項」を「第四十二条第二十項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に、「第四十二条第二十六項」を「第四十二条第二十七項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（物納申請の全部又は一部の却下に係る延納等に関する経過措置）

第二条　改正後の相続税法施行令（以下「新令」という。）第二十五条の二及び第二十五条の三の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。